



各 位

平成 21 年 11 月 25 日

会 社 名 株 式 会 社 東 祥  
 代 表 者 名 代表取締役社長 殺名 俊裕  
 ( JASDAQ ・ コード 8920 )  
 問い合せ先 取締役管理本部長 桑添 直哉  
 電 話 番 号 0 5 6 6 - 7 9 - 3 1 1 1

### 発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 21 年 11 月 16 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び当社株式売出しに関し、発行価格及び売出価格等が下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関する引受人について、一部変更がございましたので合わせてお知らせいたします。

記

#### . 発行価格及び売出価格等の決定について

##### 1. 公募による新株式発行(一般募集)

(1) 発 行 価 格	1 株につき	540 円
(2) 発 行 価 格 の 総 額		540,000,000 円
(3) 払 込 金 額	1 株につき	512.40 円
(4) 払 込 金 額 の 総 額		512,400,000 円
(5) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額	増加する資本金の額 増加する資本準備金の額	256,200,000 円 256,200,000 円
(6) 申 込 期 間	平成 21 年 11 月 26 日 (木) ~ 平成 21 年 11 月 30 日 (月)	
(7) 払 込 期 日		平成 21 年 12 月 3 日 (木)

(注)引受人は払込金額で買取引受を行い、発行価格で一般募集を行います。

##### 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

(1) 売 出 株 式 数	150,000 株
(2) 売 出 価 格	1 株につき 540 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額	81,000,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 21 年 11 月 26 日 (木) ~ 平成 21 年 11 月 30 日 (月)
(5) 受 渡 期 日	平成 21 年 12 月 4 日 (金)

##### 3. 第三者割当による新株式発行

(1) 払 込 金 額	1 株につき	512.40 円
(2) 払 込 金 額 の 総 額	(上限)	76,860,000 円
(3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額	増加する資本金の額 増加する資本準備金の額	(上限) 38,430,000 円 (上限) 38,430,000 円
(4) 申込期間(申込期日)		平成 21 年 12 月 24 日 (木)
(5) 払 込 期 日		平成 21 年 12 月 25 日 (金)

ご注意 この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成 21 年 11 月 25 日（水）	560 円
(2) ディスカウント率		3.57%

### 2. オーバーアロットメントによる売出しについて

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果行われる、一般募集の主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から 150,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しがあります。

これに関連して、東海東京証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を東海東京証券株式会社に取得させるために、当社は平成 21 年 11 月 16 日（月）開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式 150,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 21 年 12 月 25 日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また東海東京証券株式会社は、平成 21 年 12 月 1 日（火）から平成 21 年 12 月 18 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返還を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（150,000 株）を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。

なおシンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引をまったく行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（150,000 株）に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあります、当該安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが行われない場合があります。

### 3. 今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計 581 百万円については、全額スポーツクラブ事業における建物、建物付属設備、差入保証金及び新規出店に伴う広告宣伝費等に充当する予定であります。

なお、当社の重要な設備の新設等の計画の詳細については、平成 21 年 11 月 16 日に公表いたしました「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。

ご注意 この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

. 引受人の変更について

平成 21 年 11 月 16 日に公表した「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」につき、以下のとおり一部変更がありました。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(4) 募集方法

（変更前）

一般募集とし、東海東京証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、三菱UFJ証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。

なお一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社ジャスダック証券取引所の当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。

（変更後）

一般募集とし、東海東京証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及びみずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。

なお一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社ジャスダック証券取引所の当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。

訂正箇所は\_\_\_\_署で示してあります。

以上

ご注意 この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。